

付属資料

「四国のまんが」であるために
「人かまんが」であるために

四国中央市の統計

● 面積



420.25 平方 Km
 全国都道府県市区町村別面積調
 (平成 20 年)

● 世帯数



34,419 世帯
 国勢調査
 (平成 17 年)

● 総人口



92,854 人
 国勢調査
 (平成 17 年)

● 出生



767 人
 市民窓口センター
 (平成 20 年度)

● 死亡



955 人
 市民窓口センター
 (平成 20 年度)

● 家族



1 世帯あたり 2.70 人

● 人口密度



1km² あたり 220.94 人

● 就業者数



45,550 人
 国勢調査
 (平成 17 年)

● 事業所数



4,825 事業所
 事業所・企業統計調査
 (平成 18 年)

● 市内総生産



464,344 百万円
 市町村民所得統計
 (平成 18 年度)

● 予算



30,522 百万円
 普通会計決算額 (歳出)
 (平成 20 年度)

● 販売農家数



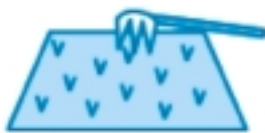
1,786 戸
 農林業センサス
 (2005 年)

● 農業就業人口



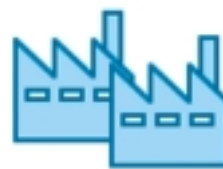
2,989人
農林業センサス
(2005年)

● 耕地面積



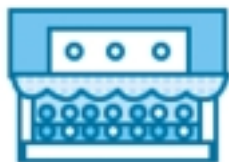
経営耕地総面積 1,375ha
農林業センサス
(2005年)

● 工場事業所数



408 事業所
工業統計調査 (従業者4人以上)
(平成20年)

● 商店



1,291 事業所
商業統計調査
(平成19年)

● 自動車保有



乗用自動車 47,791 台
四国運輸局「自動車数の推移」
(平成20年)

● 運転免許保有者数



62,764 人
愛媛県警察本部
(平成20年12月)

● 交通事故



604 件
愛媛県警察本部「交通年鑑」
(平成19年)

● 刑法犯罪発生件数



1,036 件
愛媛県警察本部「犯罪統計書」
(平成19年)

● 火災



29 件
市消防本部
(平成21年)

● 医療施設数



66 施設
愛媛県保健福祉課
(平成18年)

● 医師



医師数 145 人
愛媛県保健福祉課
(平成18年)

● 老人



65 歳以上 21,948 人
国勢調査
(平成17年)

四国中央市基本構想審議会条例

平成16年4月1日

条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の基本構想の策定等に関する必要な事項について審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、職名により選ばれた委員の任期は、その職にある期間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月10日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

四国中央市基本構想審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市基本構想審議会条例(平成16年四国中央市条例第13号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、四国中央市基本構想審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 条例第2条に規定する審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長等の責務)

第3条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を、迅速かつ能率的に運営するよう努めなければならない。

2 審議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならない。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会に、部会を置くことができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四国中央市基本計画審議部会設置要綱

(設置)

第1条 四国中央市基本構想審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、四国中央市基本計画審議部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、主に基本計画に関し必要な事項について審議を行うものとする。

(組織)

第3条 部会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、基本構想審議会委員の中から、審議会で諮り決定する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本構想審議会委員の任期と同じとする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選とする。

3 部会長及び副部会長の任期は、委員の任期による。

4 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月5日から施行する。

基本構想審議会委員名簿

	役 職 名	氏 名
会 長	四国中央商工会議所会頭	井 川 俊 高
副会長	四国中央商工会議所最高顧問	星 川 一 治
委 員	土居町商工会会長	鈴 木 恭 一
委 員	伊予三島商店街連合会会長	石 川 光 重
委 員	うま農業協同組合代表理事組合長	篠 原 一 志
委 員	アトリエUMA代表	石 村 浩
委 員	宇摩森林組合代表理事組合長	宇 田 征 洋
委 員	新宮あじさいグループ会長	大 西 敬志郎
委 員	Four-C 監事	大 西 英 彦
委 員	社会福祉法人 澄心 相談支援専門員	加 地 彰 子
委 員	土居町地域審議会副会長	続 木 一 雄
委 員	四国中央市地産地消推進委員会会長	鈴 木 和 夫
委 員	新宮町地域審議会会長	法 橋 信 一
委 員	四国中央市社会福祉協議会会長	高 橋 徳 次
委 員	劇団 サイケデリックマンモス代表	山 本 淑 子

基本計画審議部会委員名簿

	役 職 名	氏 名
部会長	Four-C 監事	大 西 英 彦
副部会長	社会福祉法人 澄心 相談支援専門員	加 地 彰 子
委 員	伊予三島商店街連合会会長	石 川 光 重
委 員	アトリエUMA代表	石 村 浩
委 員	新宮あじさいグループ会長	大 西 敬志郎
委 員	四国中央市地産地消推進委員会会長	鈴 木 和 夫
委 員	劇団 サイケデリックマンモス代表	山 本 淑 子

諮 問 書

四総企第 35 号
平成21年6月24日

四国中央市基本構想審議会会長 様

四国中央市長 井 原 巧

第一次四国中央市総合計画基本構想について（諮問）

四国中央市基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、「第一次四国中央市総合計画後期基本計画」について、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成22年2月5日

四国中央市長 井 原 巧 様

四国中央市基本構想審議会会長 井 川 俊 高

第一次四国中央市総合計画後期基本計画について（答申）

平成21年6月24日付け、四総企第35号で諮問のありました「第一次四国中央市総合計画後期基本計画」について、下記のとおり答申します。

（答 申）

平成21年6月24日の第1回基本構想審議会以降、第一次四国中央市総合計画のうち後期基本計画について、鋭意審議を重ねてきた。

後期基本計画案は、基本構想の「まちづくりの施策の大綱」に基づいて基本方針を定め、計画を具現化するため施策を細分化し、可能な範囲で主要事業を掲載するとともに、各施策の後期5年の目標値を設定することにより、事業推進の方向を明確にし、事業の長期的な評価を得ることが可能となっている。

また、審議過程において、基本計画審議部会を頻繁に開催し、協議を重ねたことにより、社会情勢と経済動向を踏まえたより実現可能な計画となった後期基本計画案については、適切と認め、審議過程での意見、要望を別紙のとおり付して答申とする。

次期四国中央市総合計画の策定に向けて（提言）

四国中央市基本構想審議会

平成17年度策定の第一次四国中央市総合計画は、平成26年度までの10カ年を計画期間としている。策定後5カ年目を迎える平成21年6月に市長より諮問を受け、社会情勢や財政状況を勘案し、概ね8ヶ月の基本構想審議会での協議期間を経て、総合計画の3本柱の一つ、基本計画について後期5カ年の見直しを行った。

基本計画の実施状況については、前期5カ年で8割以上の事業が着手または完成されており、未着手の多くは大型投資事業であった。

全ての委員は、行政運営においては市の財政事情を把握し、事業実施においては的確な判断をする必要があるとの見解で一致し、協議観点は、限られた財源をいかに効率よく活用するかということに絞られた。特に、「新庁舎」と「新文化ホール」に関しては、庁舎とホールの一体的建設による事業費の圧縮などについて協議時間を費やし、文化ホールについては、老朽化が著しい川之江・三島両市民会館の代替施設として、市民からの建設要望が強いことなどから、5年以内の事業実施に概ね異論はなかった。

一方、新庁舎については、将来、職員数を500人まで削減するとの目標を掲げており、現施設規模と大きく変化することから、今回の見直しでは建設中止を打ち出した。合わせて、リスクマネジメントの観点から、早急な現庁舎の耐震化や庁舎被災時の危機対策司令部機能の確立などの意見が相次いだ。

また、新規事業では、小中学校や公営住宅等の耐震化や浸水対策事業などを中心に、安心・安全を重視した施策を盛り込むとともに、新たな公共交通システムの確保については、デマンドタクシー事業を、市民の意向を踏まえながら、全市域に拡大することに期待する意見が出された。

なお、審議会での審議の結果、次期四国中央市総合計画の策定に向けては、次の4項目に関して提言をする。

1. 自治基本条例の推進を

「四国中央市自治基本条例」は、四国中央市の最高規範と位置づけられ市民自治推進委員会の設置により、「市民が主役の市民自治の確立」が推進されると確信している。次期総合計画においては、さらにこの条例の趣旨にのっとり、市民と協働のまちづくりの施策に重点をおかれない。

2. 短期的視点から長期的視点へ

総合計画においては、10年間の市政運営が基本となるが、まちづくりに大きな影響を及ぼす少子化による人口減少や長寿形成による高齢化および環境問題については、20年から30年後を見据えた長期的視点でのビジョン策定の必要性を感じる。

3. 「PDCAサイクル」の確実な実施を

これまでの「総合計画」は、部門別ボトムアップ方式による「総花的」傾向が強く、計画と実行に乖離が見られるため、より実効性のある計画策定を期待する。併せて、次期総合計画の根幹を成す基本計画では、市民に分かりやすく数値化された目標を設定し、具体的な事業計画は実施計画に委ね、施策や事業評価による的確な現状分析に基づき、次年度の事業展開を図ることが肝要である。

総合計画における各部門の計画も数値化された目標設定を望みたい。

4. 人材育成のまちへ

本格的な地方分権時代を迎え、職員数1270人から500人体制へ移行する自治体経営においては、職員各自の資質向上や事務事業の見直しによる効率的な運営が必要となる。

また、行政運営においても、行政主導から地域の合意形成を基本として、地域全体の市民による役割分担での運営方針が示されている。そのためには、自立した住民層や地域リーダー、コーディネーターの育成が不可欠であり、地域コミュニティの人材育成が課題となっている。

なお、公共的施設の機能を十分に活用できるか否かは、コミュニティや利用者の多様な価値観に大きく左右されるため、人材育成は大きな意味を持つことになる。

いずれにしても、「人がまんなか」のビジョンを掲げている総合計画においては、長期展望に立った各分野での人材育成に傾注する必要がある。

おわりに

合併後5年を経て、自治基本条例の制定やボランティア市民活動センターの開設などにより市民自ら地域のことを考え協働できる環境整備が進んでいる。

しかしながら、アウトソーシングの考え方による職員数500人体制は、必ずしも容易に達成できる目標ではなく、今後公共施設の統廃合計画の確実な実行や部課連携による事業実施など、あらゆる手段を講じなくてはならない。また、政権交代による時代の変革期に柔軟な発想で対応できる職員の資質向上も求められている。

今後、協働の視点から市民参画を推進し、行財政の効率化を図るための新たなまちづくりのシステムを構築する必要がある。次期四国中央市総合計画策定において、この提言がその一助となるようお願いしたい。

後期基本計画に係る審議会等経過

日 時	場 所	会 議 名	内 容
平成21年 6/24 (水) 10:00	本庁4階会議室	第1回基本構想審議会	委嘱状交付 後期基本計画概要説明 正副会長・審議部会員選出
7/14 (火) 19:00	保健センター 1階 集団検診室	第1回基本計画審議部会	正副部会長の選出 市財政状況・人口推計・主要 事業の実施状況説明 部会運営方法・後期基本計画 部会案協議
7/28 (火) 19:00	保健センター 1階 集団検診室	第2回基本計画審議部会	後期基本計画部会案協議
8/11 (火) 19:00	保健センター 1階 集団検診室	第3回基本計画審議部会	公共施設統廃合計画案説明 後期基本計画部会案協議
9/8 (火) 19:00	保健センター 1階 集団検診室	第4回基本計画審議部会	後期基本計画部会案協議
9/17 (木) 19:00	保健センター 1階 集団検診室	第5回基本計画審議部会	各委員提言協議
10/30 (金) 10:00	保健センター 2階 会議室	第6回基本計画審議部会	後期基本計画部会案協議
11/18 (水) 11:00	本庁4階会議室	第2回基本構想審議会	後期基本計画部会案協議
11/18 (水) 13:00	本庁4階会議室	第7回基本計画審議部会	庁舎建設について協議
11/30 (月)	本庁5階会議室	議会各会派説明会	後期基本計画素案協議
12/1 (火) 8:30 ~1/5 (火) 17:00	ホームページ・各 支所、図書館、公 民館	タウンコメント	
12/24 (木) 13:30	新宮公民館2階会 議室	新宮町地域審議会	後期基本計画素案協議
12/25 (金) 13:30	土居文化会館1階 リハーサル室	土居町地域審議会	後期基本計画素案協議
平成22年 2/5 (金) 13:30	本庁4階会議室	第3回基本構想審議会	後期基本計画素案最終協議
2/5 (金) 審議会終了後	市長室	後期基本計画案 答申	

用語解説

【英字】

CATV (ケーブルテレビ)

有線によるテレビ放送。電話回線を上回る情報通信容量をもつことから、近年デジタル化が進められ、双方向の情報通信、インターネット利用などが進んでいる。

IT (アイティー)

インフォメーション・テクノロジー (Information Technology) の略。情報技術を表す。インターネットなどの通信ネットワークや、光ファイバーなどの通信基盤整備の飛躍的な進展を「IT革命」などと表現し、多様な情報を誰もが気軽にやりとりできることにより、住民生活の利便性や快適性、安全性の向上などにつながるものと期待されている。

NPO

Non Profit Organizationの略。非営利機関 (組織) の意味。環境、福祉、介護、まちづくり、教育など様々な分野において、営利を目的としない活動を行う市民団体。

PDCAサイクル

計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act) のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法のこと。行政運営の管理手法としても有効。

PFI

社会資本整備の新たな手法。民間事業者の資金・技術・ノウハウ等の活用を図ることにより、公共施設の建設や管理・運営などを

効率的に行い、公共サービスの効率的かつ効果的な提供を行うもの。

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

social networking serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティーを容易に構築できる場を提供している。

【あ行】

愛護班

県では昭和37年、子どもたちの健全育成を目指して組織化され、学校や保護者、地域の大人が、地域の実状に応じて非行・事故防止活動や伝統芸能の継承、レクリエーション活動などを行っている。

アウトソーシング

行政運営の効率化を図るため、業務や機能の一部または全部を、専門業者など外部に委託すること。

アクションプログラム

実施計画、活動計画。具体的な行動計画のこと。

アクセス

接続、連結の意味。地域と地域を結ぶこと。また、ある場所へ到達するための交通手段・移動手段を指す。

アセスメント

評価の意味。介護分野では、介護給付サービスが利用者や家族等のニーズに沿って適正に実施されているかなどを、調査し評価することを指す。

新しい公共空間

公共的サービスである電気・ガス・公共交通等、行政以外の主体がその役割を担っている領域があるが、公共的サービスの提供主体となり得る地域における様々な主体（住民団体、NPO、企業など）が、それぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供される公共空間のこと。

育成天然林

天然林が更新する力を利用しつつ、更新補助作業や目的とする樹種の成育を助ける保育作業を施した森林のこと。

一本算定

市町村合併した場合、合併した市町村は一つのもので普通交付税上算定すること。市町村合併がなされるとスケールメリットが働き、行政経費が相対的に少なくなるため、合併後の面積、人口で算定すると、合併前の旧団体の合計額により交付税算定額が減少する。その激減緩和措置として合併算定替の特例があるが、一本算定とは合併算定替ではなく合併後の条件で算定することである。

インキュベート制度

インキュベートとは、「(鳥が卵を)抱く、かえす：孵(ふ)化する」という意味。新しい事業を起こそうとしている起業家を発掘し、育てるための制度。行政の補助などによる廉価な事務所スペースの提供、開業前の研修、開業後の経営指導などのサービスを行う制度のこと。

インセンティブ

ものごとに取り組む意欲を、報酬を期待させて外側から高める働き。意欲刺激、誘因、奨励金・報奨金など。

インフラ

「インフラストラクチャー」の略。社会基盤のこと。交通、通信、電力、水道、公共施設など、社会や産業の基盤として整備される施設。

衛生プラント

し尿と浄化槽汚泥を高負荷脱窒素処理方式により処理し、水質基準に適合した処理水を河川等に放流する施設。

エコ・シティ

環境共生都市ともいう。様々な地球環境の問題、良好な自然環境や居住環境への意識の高まりを背景として、環境負荷の軽減、人と自然との共生、アメニティ(ゆとりや快適さ)の創出により、質の高い都市環境を実現した都市のこと。

エコファンド

環境配慮に力を入れたり、エコビジネスを展開するなど環境問題に積極的に取り組む環境関連優良企業(エコエクセレントカンパニー)を対象に、その企業の銘柄の株を買う投資信託のこと。

エックスハイウェイ

四国縦貫・横断自動車道(松山自動車道、高松自動車道、高知自動車道、徳島自動車道)により、四国四県の県庁所在地をエックス字状に結ぶ高速道路体系のこと。

エンパワーメント

能力開化。能力ややる気を引き出すこと。

オープンスペース

公園・広場など、建築物が立地していない空間のこと。

【か行】

街区公園

「都市計画法」に位置づけられた公園のうち、主にそれぞれの街区に居住する方々の利用を目的とした小規模な公園のこと。

介護保険制度

介護を必要とする高齢者の増加など、超高齢社会に対応した社会の仕組みとして、「介護」を社会化（家族の役割とするのではなく、社会全体の役割とし、国民全体で負担を分かち合うこと）する社会保障の一環として定められた制度。平成 12 年 4 月施行。

介護予防

要介護の状態になることを予防したり、要介護度の重度化を防止すること。介護保険制度の改正により平成 18 年度から保険給付サービスとして、運動機能の向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能の向上サービスなどが提供されるほか、従来の介護給付に準じた予防訪問介護サービス、予防通所介護サービス、予防通所リハビリテーション介護サービスなどが提供される。

ガイドライン

組織・団体における個人または全体の行動（政府における政策など）に関して、守るのが好ましいとされる規範（ルール・マナー）や目指すべき目標などを明文化し、その行動に具体的な方向性を与えたり、時には何らかの「縛り」を与えるもの。

合併処理浄化槽

生活排水とし尿を同時に処理する浄化槽。

合併特例債

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積

立に要する経費について、合併年度及びこれに続く 10 か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のこと。

環境家計簿

家庭生活における環境負荷量の収支計算を、家計簿による家計の収支計算のように行うもの。

環境教育

環境問題への重要な取り組みとして、市民一人ひとりが環境問題を正しく認識しつつ、これまでの生活様式を見直し、環境にやさしい暮らし方を実践できるよう、生涯学習的な視点で取り組む教育活動のこと。

環境共生

地球環境にやさしい、環境と共生する社会システム（生活様式や産業システム等）のこと。

環境サポーター

地域環境の保全や環境問題に取り組む活動を行うボランティアのこと。

環境フォト

環境を見つめ、意識を高めるために活用する写真。コンテストが盛んに開催されている。

環境保全型農業

環境に対する負荷を極力小さくし、環境に対する農業の公益的機能を高めるなど、環境と調和した持続性の高い（農地に負担をかけない）農業のこと。たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産が行われる。

環境マネジメントシステム（EMS）

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施

するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

観光農業

観光客に対し、地域の農業資源を活かしたサービスを提供し、地域農業の活性化を図る取り組みのこと。収穫体験などの観光農園、レストラン、宿泊、作物・加工品販売、祭り・イベント参加など多様化している。

勤奨退職制度

選択定年制のこと。職員の年齢構成や現在の厳しい財政状況を踏まえ、人事の刷新、公務能率の向上、財政負担の軽減等を図る観点から、早期の退職年齢に応じた退職金の加算を行う。

基幹水利ストックマネジメント事業

幹線水路等の基幹的な農業水利施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するために、施設の劣化状況などの機能診断を行って機能保全のための対策工事を一貫して実施することにより、施設の機能を効率的に保全するという事業。

行政評価システム

政策、施策、事務・事業について、一定の基準で妥当性や達成度、成果を判定すること。行財政運営の効率化や成果を重視したまちづくりの展開などに大きな効果をもたらすものとして手法の開発が進められている。

協働

住民（市民）参加や住民自治をさらに進め、住民（市民）が活動に積極的に参画し、行政とともにまちづくりに取り組むことを指す。

業務継続計画（BCP）

台風や大地震などの自然災害や、火災など

の重大事故など不測の緊急事態が発生した場合に、損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における業務継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

魚食普及

魚介類のおいしさ、優れた栄養価などをPRし、魚の消費拡大を図る活動。

ケア機能

保健・医療・福祉等のサービス提供により、高齢者や障害者などが地域で日常生活を営めるよう支援することを指す。

ケアマネージャー

介護保険の介護支援専門員のこと。介護や支援が必要と認定された高齢者に対し、利用者のニーズを踏まえたケアプラン（介護支援計画）を作成し、介護サービス事業者との調整を図る国家資格をもつ人。

ケアマネジメント

要介護高齢者に対して、一人ひとりの状況やニーズに応じた介護サービスの調整を行うこと。介護保険制度のもとでケアプランの作成などをケアマネージャー（介護支援専門員）が行う。

景観行政団体

「景観法」（平成16年12月施行）に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制の他、景観協議会の設立・運営、景観形成に取り組むNPO法

人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行う。

経常収支比率

人件費や扶助費、公債費（借入金の返済のこと）などの毎年経常的に支出しなければならない経費に、地方税や地方交付税などの経常的に確保できる一般財源収入をどれだけ充てているかを示す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示す。

健康寿命

元気で活動的に暮らすことができる長さのこと。

減債基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積立てる特定目的基金のひとつで、収入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費である、地方債の償還（公債費）を計画的に行うための資金を積立てる目的で設置されるもの。財政調整基金と並んで、その残高の多寡が市町村の財政の健全性をはかる尺度のひとつとされる。

県際交流圏

県境を越えて隣接する市町村が連携・交流する圏域のこと。県長期計画では高速交通体系の整備進展や高度情報通信網の構築などにより体的な発展が望まれる地域として、四国中央県際交流圏（宇摩圏域と徳島県三好地域、香川県三豊地域、高知県嶺北地域を中心とする四国中央部エリア）、四国やまなみ県際交流圏（上浮穴地域と高知県高吾北地域を中心とする仁淀川流域エリア）、四国西南県際交流圏（宇和島圏域と高知県西南部を中心とする四国西南部エリア）、瀬戸内しまなみ県際交流圏（今治圏域と広島県備後地方生活圏域の海岸部及び島しょ部

を中心とする瀬戸内しまなみ海道周辺エリア）、豊予海峡県際交流圏（八幡浜・大洲圏域と大分県大分臼津圏域を中心とする豊予海峡交流エリア）が設定されている。

広域連携

市町村さらには県域の枠を越えて、近隣自治体との施策・事業の連携や共同を行うこと。消防や水道・ごみ処理などの供給処理にとどまらず、住民サービスの提供なども進んでいる。

公債費

市町村が長期的に借り入れた資金（地方債）の元利償還金や、一時的に借り入れた資金の利子の支払いに要する経費。

高次産業

高度な技術に支えられた産業のこと。例えば、研究開発機能などを備えた産業集積を指す。

高度情報化

情報通信ネットワークを利用し、企業や行政だけでなく、一般市民も、ビジネス、医療、教育、福祉、娯楽など様々な分野で、音声、文字、数値、画像など多様で大量の情報を相互に交換できるなど、高度に情報化が進展すること。

校内LAN

学校内のパソコンで情報を共有するネットワークのこと。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ管きよで排除する下水道。雨天時に未処理下水の一部がそのまま流出するため、水質汚濁上及び公衆衛生上において極めて問題になっている。

コスト

何かを生み出すためにかかった経費、エネルギー。

コミュニケーション

情報伝達、意思疎通のこと。

コンベンション

たくさんの人が集まる会議や学会、大会、展示会、イベント等の総称。

コンベンションホール

大規模な集会や催し物、会議等を開催する施設。

【さ行】

財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除算した数値の過去3年間の平均値で求める。地方公共団体の財政力を示す指数といわれる。財政力指数が1.0を超える地方公共団体は普通交付税なしでも行政サービスを提供できるとされ、不交付団体となる。

産学官連携

共同研究などの交流を通じて大学や研究機関等において生み出された技術やノウハウを民間企業において産業化へ結びつける営み。産学官連携を推進することにより資金、設備、技術開発の方法など、研究開発資源に不安がある企業においても、外部資源を活用した効率的な研究開発を進めることが可能になる。大学や研究機関等においても産業界のニーズを的確に反映した研究を行うことができるメリットがある。「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（「大学等技術移転促進法」）が平成10年8月に施行された。

三セク

民間と行政の共同出資により設立される企業体のこと。

三位一体の改革

国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の縮減、税源移譲について、これらの三者が協力して一体的に改革を行うこと。

シーメンズセンター

船員が宿泊したり、交流したりする施設。

資源管理型漁業

再生産が可能な水産資源を養殖、放流・成育環境整備などで増やしながらかつ計画的に捕る漁業のこと。地域や魚種ごとの資源状態に応じ、資源管理を機動的に行うとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを図り、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す。

市債

公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入金のこと。市債に充てられる資金には、国から直接借り入れるもの（財政融資資金等）、政府系金融機関である公営企業金融公庫から借り入れるもの、民間から借り入れるものなどがある。民間からの借入れの中には、広く投資家に購入を募るもの（市場公募債）、地域の金融機関等から直接借り入れるもの（銀行等引受債）がある。

自主財源

地方公共団体が自らの権限で収入しうる財源。地方税のほか、条例や規則で徴収できる使用料や手数料などが含まれる。これに対し、依存財源は、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されており、国庫支出金（補助金）、地方交付税、地方債に分類される。

次世代育成支援

これまでの少子化対策をもう一段進め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のため、国や地方公共団体の施策、または事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組みのこと。この推進のために「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に施行された（平成27年3月までの時限立法）。

自治基本条例

自治体の組織と運営の基本原則を定めるもので、「自治体の憲法」ともいわれる。

実質公債費比率

自治体の標準的な税収と地方交付税を合わせた収入に対する、上水道や交通など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰り出し金等を加えた実質的な元利償還金の割合を示す指標。

シビルミニマム

ナショナル・ミニマム（社会的に認められる最小限度の国民生活水準のこと。この水準の保障が国家の社会的責任とされ、社会保障制度の基本理念となるもの）という概念をもじった和製英語。市民レベルで維持すべき最小限度の生活水準を指す。普遍的立場から生活基盤保障の必要最低限度を地域の具体的な事情との関連で確定する政策的公準（常識的な水準）。充足要件としては“安全性”“利便性”“快適性”があげられ、地域の事情に即して全体的に据えるべきもの。

姉妹都市

市民の文化交流や親善を目的とする都市間の結びつき。首長による姉妹都市の提携書が交わされる。

市民参画

行政の施策立案など意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び行政が事業を実施する段階で行政と市民が強い協力関係のもとに協働してまちづくりを進めること。

住工分離

住工混在した土地利用を改善すること。具体的には工場を郊外の工業団地などに再配置し、住環境及び操業環境の改善を図ること。

住民自治

「自治体の運営はその自治体の住民の意思に基づき、住民の参加によって行われるべき」という考えのもと、自治体経営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体が同じ立場で実施すること。

重要港湾

「港湾法」で「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」と定義されている港湾のこと。本県には三島川之江港はじめ6港がある。

循環型社会

資源の循環利用・リサイクルを進め、将来世代のために資源や都市空間を大切に、排出物は環境への負担を最小にして自然に戻す社会を指す。国の環境基本法をはじめ、廃棄物関連法やリサイクル関連法の整備により、具体的な取り組みが進められている。

生涯学習

人が生涯を通じて行う主体的な学習活動のこと。学校教育や社会教育（成人教育）など人生各期の学習活動全てを包含するものとしてとらえられている。

障害者自立支援法

障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）により差のあった福祉サービスをまとめて共通にし、障害者が地域で自立して生活できるよう支援事業を充実するための法律。サービスは市町村が提供し、施設利用費の一部負担、食費・光熱費の実費負担など、利用状況や所得に応じた利用者負担が原則となる。平成17年成立、翌年4月施行。

生涯スポーツ

年齢や体力、目的にかかわらず、いつでも、どこでも、誰もが楽しめるスポーツのこと。

情報キヨスク

各地域に設置する情報公開端末のこと。さまざまな情報を手軽に検索し、閲覧することができる。

食育

国民一人ひとりが「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づき適切な判断を行う能力を身に付けること。「食育基本法」（平成17年7月施行）に基づく。

新エネルギー

平成9年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、電気自動車（ガソリン併用を含む）、天然ガス自動車、

天然ガスコージェネレーション（電気、熱など複数のエネルギーを同時に取り出すこと）、燃料電池が政令に定められている。

人口推計

国勢調査を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値をもととした人口数。

人材バンク

市民の自主的・主体的な学習活動を支援するため、様々な学習活動の指導者となりうる人材の情報を登録し、市民の照会に応じた情報を提供したり、人材を派遣したりすることを目的とした人材データベースのことを指す。

水源涵養

雨水を土壌の中に蓄えてその水を浄化しながら徐々に流していく働きのこと。森林の保全・整備などにより土壌の保水力を高めることが一般的。

スクラップ・アンド・ビルド

古い老朽化したものを廃し、時代に対応して新たなものを構築すること。制度的には時代背景等の必要性に応じて創設する一方で、必要性のなくなったもの、形骸化したものなどについては柔軟に見直したり廃止したりすること。

ストック

整備済みの施設のこと。

スプロール化

市街地周辺部で無秩序に宅地化が進むこと。市街地の周辺部では、地価が安い一方で、土地利用の規制が比較的緩やかなことから、道路などの都市基盤が整わないうちに、小規模な開発が無秩序に進むことが多く、結果として安全性や快適性に問題を残

す市街地が形成されるおそれがある。

スポーツチャレンジラリー

運動公園を会場としてサッカーやゴルフ、ニュージーランドの遊びを体験することができるコーナーなど、20種目の競技得点を競う催し。

スポーツリーダーバンク

各種スポーツの指導者を登録し、派遣できるようにしたシステム。

生活習慣病

がん、心疾患、脳血管疾患、高血圧や高脂血症、糖尿病など、日常生活の良くない習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。

ゾーン

一定の広がりをもつ区域のこと。

ソフト・ハード

ソフトはソフトウェアのことで、仕組みやルールづくり、施設等の利用方法のことを指し、ハードはハードウェアのことで、施設整備等を指す。

【た行】

ターミナル

貨物の輸送・流通、船客の乗船・降船を効率よく運営するため、海上と陸上の接点として港に設ける施設のこと。

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ごみの焼却による焼却工程等の他、金属精錬の焼却工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生し、がんや奇形の

発生原因となったり、様々な毒性を持っている。

代替エネルギー

資源に限りのある石油に代替するエネルギーの総称。新エネルギーも含む。

滞納整理機構

愛媛地方税滞納整理機構。滞納整理の専門機関。県と県内の市町が協働して市町村税等の滞納を縮減することなどを目的として平成18年4月1日に設立。主に市町から困難事案の滞納整理を行うことのほか、市町職員に対する研修や市町に対するコンサルティングを実施、市町の滞納整理を総合的に支援している。

タウンコメント

市政への意見提案手続きのこと。市の重要な施策、たとえば計画などを策定していく中で、計画素案を公表し、市民に意見や情報を求め、それを考慮して決定していくもの。意見に対する市の考え方も公表する。政策決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民参画による開かれたまちづくりの実現を目指す。

男女共同参画社会

男女が対等な社会の構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、均等に利益を享受するとともに責任を負う社会のこと。国は平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、地方自治体に男女共同参画計画を定めるべきとしている。

地域活力基盤創造交付金事業

平成21年4月の道路特定財源の一般財源化に伴い、それまでの地方道路整備臨時交付金制度に代わるものとして創設された。地方公共団体が行う道路を中心とした社会資

本の整備その他の取り組みを国が支援することにより、地域の活力の基盤を創造することを目的として、道路整備だけでなく道路を中心とした社会資本の整備やソフト事業も対象とされている。

地域コミュニティ

自治会など地域の自治的な組織の総称。

地域審議会

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、旧市町村の区域を単位として設置する組織のこと。地域審議会は、旧市町村の区域に関する事務に関して、新市町村の長の諮問に応じて、または必要に応じて、意見を述べることになる。平成11年度の「合併特例法」改正により地域審議会制度が設けられた。

地域包括支援センター

平成18年4月から介護保険法の改正に伴い創設された機関。保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等の専門職種が配置されており、専門職の協働により高齢者等に効果・効率的な支援を行うことで住み慣れた地域で安心して暮らせることをその主な業務としている。

地域リーダー

地域住民の参画による自主的・主体的なまちづくりをリードする人材のこと。

治山

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源涵養、生活環境の保全・形成等を図ること。

地産地消

「地元生産ー地元消費」を略した言葉。地元

で生産されたものを地元で消費することを指す。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずにその財源（一般財源）の均衡化と保障を図り、地方公共団体の独立性を強化することを目的として、国税のうち所得税、法人税、酒税の32%（法人税は平成12年度から当分の間35.8%）、国の消費税の29.5%、国のたばこ税25%を、交付税算定基準により国から交付される税であり、普通交付税と特別交付税とに区分される。

地方債

地方公共団体が主に道路やごみ処理施設、学校などの施設整備の際に国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のこと。地方債を起すことを起債という。

地方独立行政法人

公共上の見地から確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。試験研究、大学の設置・管理、公営企業等水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、病院事業、社会福祉事業等、公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理などを担う。「独立行政法人法」（平成16年4月施行）に基づく。

ティームティーチング

複数の教師により指導する方法。

デイサービス

介護保険で提供される通所介護のこと。在宅で要介護の高齢者の介護、あるいは、障害のある人の自立の促進、身体機能の向上などを目的として行われる通所のサービス。入浴・給食、創作的活動や機能訓練などのサービスが提供される。

データベース

たくさんのデータ（情報）を体系的に蓄積したもの。または、そのデータを簡単に利用するための仕組み。

適応指導教室

学校に行かなければと思いながらも、登校できないでいる小・中学生の児童生徒やその保護者に対する相談・指導体制を行う教室。

デジタル

「指」を表すラテン語から生まれた言葉。一つひとつの要素を指さし数えられるような、区切りのある状態を指す。曖昧な中間部分を切り捨てて、はっきりした数字に置き換えることで、情報処理を迅速に行うことができる。これに対する言葉はアナログで、比例していることを表すギリシャ語。アナログとはもとの形を変えずに、そのまま大きくしたり小さくしたりして移し替えた状態を指す。

テナントミックス

商業施設の魅力を高めるための、商業施設を構成するテナント（店舗）の業種、業態の組み合わせのこと。

デマンドタクシー

登録制で電話予約型の乗合タクシー

テレワーク（在宅就業）

パソコンなど情報技術（IT）を利用した

場所・時間にとらわれない新しい働き方のこと。自宅で就労する在宅就業が最も多い。このほか、本社から離れた自宅近郊の事務所（サテライトオフィス等）に出勤して勤務を行うサテライトオフィス勤務、携帯情報端末を利用して移動先でもオフィスワークを行うモバイルワークなどの形態もみられる。

電子決裁

一般には商品の代金支払を電子的に行う方法（決済）。行政においては、管理者押印による決裁に替わり、内部のネット上で確認・決定を行うシステムを指す。

道州制

現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、自立のための権限を与える制度のこと。国が何でも決める中央集権型から、地域のことは地域で決めることができる地域主権型に転換することを目指している。全国を9、11、13の道州に分割する3種類の答申素案が提示されている（平成18年1月現在）。

特定財源

収入の段階で用途が特定されている財源。国庫補助金や地方債、使用料など。これに対し、一般財源は、収入した時点でその用途が特定されておらず、地方自治体の裁量によって使用できる財源で、地方税、地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金等の交付金、地方交付税などに分類される。

特定保健指導

糖尿病・高血圧症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される保健指導。平成18年健康保険法の改正に伴い定められたもので、平成20

年4月から健康保険組合や国民健康保険などに対し、40歳以上の保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診及び保健指導の実施が義務づけられた。

特用林産物

しいたけ、まいたけ、しめじ、なめこなどのきのこ類をはじめ、たらの芽、こしあぶら、クサソテツ(コゴミ)などの山菜類、ワサビ、さらには、非食用である漆、桐、木炭、竹など、森林から生産される木材を除いた生産物を指す。

都市計画区域

「都市計画法」で定められた規制の対象になる地域のこと。都市計画区域には(1)人口1万人以上で商工業などの職業従事者が50%以上の町村(2)中心市街地の区域内人口が3,000人以上(3)観光地(4)災害復興地域(5)ニュータウンなどが含まれる。一定の開発行為については都道府県知事の許可、建築に当たっては建築基準法の建築確認が必要。同区域内は、市街化区域、市街化調整区域、未線引き区域に分かれる。

都市計画道路

「都市計画法」によって整備することが定められた道路のこと。

土地改良事業

農業にとって基本となる土地と水の効率的な利用化を図るための事業。かんがい排水施設の整備や農地の造成、圃場整備、集団化などの「建設事業」と、整備された施設を維持管理する「管理事業」からなる。

土地区画整理事業

不整形な土地の形状を整えたり、道路、公園、ガス、上下水道などの必要な施設を総合的に整備するとともに、個々の宅地を整

然と区画し、土地を最も利用しやすいようにする事業。

【な行】

ニーズ

消費者や市民等、人々の(意識化された)必要性。欲求。

ニュースポーツ

これまでのスポーツ競技の道具やルールを簡単にし、初心者でも気軽にできるようにしたもの。球技が苦手な人、体力がない人でも、すぐに始められるように工夫されている。テニス系、バレーボール系、的当て系など、種目は多種多様。

認知症

以前は痴呆症と呼ばれた。後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいう。

認定農業者

平成5年に制定された「農業経営基盤強化促進法」に位置づけられる制度。農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための計画(農業経営改善計画)を市町村の基本構想に照らし、市町村が認定した農業者のこと。

ネットワーク

様々な主体を結び共通の目的のために情報交換等の協力関係を築くこと。人・物・情報などの多様なネットワーク(網状組織、相互連携体制など)が構築されている。

ノウハウ

製品開発・製造などに必要な技術や知識などの情報。技術情報。ものごとのやり方。

ノーマライゼーション

障害を持つ人を特別視せず、一般の社会に参加し、行動できるようにすべきであるという考え方。1981年（昭和56年）の国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」を支える哲学として紹介された。

【は行】

バイオテクノロジー

生物工学のこと。生物学の知見を元にし、実社会に有用な利用法をもたらす技術の総称。醸造、発酵の分野から、再生医学や創薬、農作物の品種改良など様々な技術を含む言葉で、農学、薬学、医学、歯学、理学、獣医学、工学と密接に関連する。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

発達障害

一般的に、乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障害を指す概念。

パッチ網

海中の表層または、中層を引き網する漁法。複数の漁船が八の字の方向に展開しながら投網し、終わると平行に引網する。網具の構造がズボンの下にはくパッチ（いわゆる「ステテコ」）に似ていることから、この名が付けられた。

バランス・スコアカード

ビジョン・戦略を具体的な行動計画（アクション・プラン）に落とし込み、それぞれの施策の実行状況や戦略の達成状況を評価指標（スコアカード）で計測・管理することで、PDCAサイクルの工程管理を行い

やすくするシステム。

バリアフリー

障害のある人が日常生活を支障なくおくれるように生活環境や都市環境の改善（車椅子での移動ができる等）によりバリア（障壁）をなくしていくこと。さらに、障害のない人と障害のある人之间にある心の障壁を取り除き、相互理解を進めることも指す。

光ケーブル

ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通す通信ケーブルで、光をスムーズに通せる構造になっている。高速、大量にデータを通信することができる。

ビジョン

展望、目標像、進むべき方向。

ファミリーサポートセンター

市町村が設立する育児や介護の相互援助活動をする組織。子育て援助をしたい人と子育て援助を受けたい人が、お互いに会員になって助け合う。子育てしやすい環境を整え、仕事と育児の両立を支援し、安心して子どもを育てることができるよう活動している。

複層林

樹木の枝葉の空間である樹冠が連なったものを林冠といい、複層林は林冠が上下段違いに2つ以上形成されている森林を指す。二段林、多段林、連続層林に分けられる。異齢林（異齢とは世代の差を指し、10年程度の違いは同齢と考える）を指す場合もある。

フラワーバンク事業

花の種（元金）の貸出を行い、その種で花を育てて、花を楽しんだ後花の種を収穫、貸出相当分に善意の種（利息）を加えて返

却する制度。返却した種は、翌年度の銀行の元金として活用。

フリーゲージトレイン

新幹線（標準軌）が在来線（狭軌）に直通運転することができるよう、車両の車輪幅を軌間（ゲージ）にあわせて自動的に変換する電車。軌間の異なる路線間を直通運転できるため、乗り換えの手間がなくなるとともに、所要時間の短縮を図ることができる。

ブロードバンド

広帯域通信網のことで、高速で大容量の情報をADSLや光ファイバーを利用して送受信できるアクセス回線。

プロジェクトチーム制

特定の施策・事業を実施するためにチームを組織すること。

プロモーション

製品、サービス、地域等に対する意識や関心を高め、購買・来訪を促進するメッセージ、宣伝活動のことを指す。

ベンチャー企業

先進的な技術力等を用い、新分野展開（創業、異業種への進出、新製品、新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大等）を目指す中小企業のこと。

ポテンシャル

可能性、期待されること。潜在的に秘められている力。

【ま行】

マスタープラン

基本となる重要な計画のこと。「都市計画マスタープラン」は「都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針」（都市計画法第6条の2）のことを言い、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて長期的な将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体や身近なまちを将来どのように整備するのかについて基本的な方針を定めるもの。

マニュアル

手引き、取扱説明書のこと。

マンパワー

専門的な人材のこと。保健分野では、保健師や看護師、栄養士、機能療法士や理学療法士などの人材のこと。

ミニ再開発

比較的小さなエリアで市街地の再整備を行うための事業手法。

モータリゼーション

自動車社会化。自動車の普及に伴って、都市環境や生活様式などが変化すること。

【や行】

有収水量

料金徴収の対象となった水量＋水道事業会計以外の会計などから収入のあった水量。

有収率

給水する水量と有効に活用される水量との比率。

ユニットケア

特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設において、プライベート空間を確保するなど、小規模ケアを行うこと。

用途地域

都市計画区域内において、住居、商業、工業

など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が規制される。

幼保一元化・幼保一体化

幼保一元化は、幼稚園・保育園が同一敷地内にあり、幼稚園・保育園の根拠法、設置運営基準、教育・保育の内容基準等が改正されたもとで、幼児の教育、保育を進めていくもの。幼保一体化は、幼稚園・保育園が同一敷地内にあり、現行の法制度のもとで、職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用等、教育的観点から幼児の教育、保育を進めること。

【ら行】

ライフスタイル

衣食住に限らず、日常生活の行動様式や価値観も含めた生活の仕方、生活様式のこと。

ライフステージ

出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分。

ライフライン

生活に不可欠な水道・ガス・電気などの供給路のこと。生命線、生活線、命綱ともいう。

リサイクルシステム

資源の有効利用を図るため、廃棄物の分別収集・処理、再利用を行う仕組みのこと。

リサイクルセンター

資源ごみを選別・破碎・圧縮・保管する機能を持つ施設。

リサイクルプラザ

リサイクルセンターとほぼ同義。さらに展示室や研修室等、住民を啓発する機能をあわせ持つ場合が多い。

リデュース・リユース・リサイクル（3R）

リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用、再資源化）の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための標語、考え方。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。

流出入比率

流出と流入の規模を比較し、その差を比率で表したもの。

療育

「療」は医療を「育」は保育あるいは養育を意味する。障害の内容や程度に関わらず、子どもは発達するものであり、その伸びようとする過程を援助することを指す。

レセプト点検

レセプトは医療機関の診療報酬明細書のこと。病院で治療を受けるとレセプトが発行され、それをもとにして病院には、患者が加入する健康保険組合から医療費が支払われる仕組みになっており、診療報酬明細書を点検して適正化を図ること。

【わ行】

ワンストップサービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。

第一次四国中央市総合計画 ー後期基本計画ー
(平成22年～平成26年)

平成22年2月

四国中央市総務企画部企画課

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
TEL : 0896-28-6000 FAX : 0896-28-6056
ホームページ : <http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>